

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく作業基準及び工事施工境界基準

○ 大阪府生活環境の保全等に関する条例

(作業基準)

第40条の5 特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。)は、大気汚染防止法第18条の14に定めるもののほか、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。

(工事施工境界基準)

第40条の6 特定工事の元請業者若しくは大気汚染防止法第18条の16第2項に規定する下請負人(以下「下請負人」という。)又は自主施工者が特定粉じん排出等作業を行うために占有した区画(以下「工事施工区画」という。)と当該工事施工区画に隣接する場所との境界における規制基準(以下「工事施工境界基準」という。)は、特定粉じん排出等作業の場所から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じん排出等作業に係る工事施工区画の境界線における大気中の石綿の濃度の許容限度として、規則で定める。

○ 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則

(作業基準)

第16条の6 条例第40条の5の規則で定める作業基準は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年／厚生省／通商産業省／令第1号。以下この章、別表第三及び別表第5において「法規則」という。)第16条の4に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

1 法規則第16条の4第2号に規定する掲示板に次に掲げる事項を表示すること。

イ 条例第40条の7第1項の規定による届出をした年月日及び届出先

ロ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の17第1項若しくは第2項又は条例第40条の7第1項の規定による届出をした場合の当該届出書の受理番号(届出を要しない場合には、その旨)

ハ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の氏名又は名称、住所及び連絡場所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ニ ハに規定する場合における下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

ホ 特定粉じんの飛散を防止するために講ずる措置の内容

ヘ 条例第40条の12第1項の規定により大気中の石綿の濃度を測定しなければならない場合にあつては、当該石綿の濃度の測定計画

二 前号に定めるもののほか、別表第9の2の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(工事施工境界基準)

第16条の7 条例第40条の6の規則で定める工事施工境界基準は、知事が別に定める測定法により測定された大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本であることとする。

<規則別表第9の2>

	作業の種類	作業基準
①	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材(吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)を除去する作業(②又は⑤に掲げるものを除く。)</p>	<p>石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
②	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの(⑤に掲げるものを除く。)</p>	<p>石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
③	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業(⑤に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。</p> <p>ロ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>
④	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の右欄において「石綿含有成形板等」という。)を除去する作業(①から③まで及び⑤に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。</p> <p>ロ 除去後の石綿含有建築材料を切断する場合は、集じん装置を備えた切断機を使用すること。</p> <p>ハ 除去後の特定建築材料を破砕しないこと。</p> <p>ニ 石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。</p>

⑤	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。
⑥	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	石綿の飛散を防止するために行う散水その他の措置により、石綿を含む水を作業場から排出する場合は、ろ過処理その他の適切な措置を講ずること。